

第200900157475号  
平成22年 1月20日

境港管理組合事務局長  
財団法人鳥取県天神川流域下水道公社事務局長  
鳥取県住宅供給公社事務局長  
財団法人鳥取県建設技術センター事務局長  
財団法人鳥取県体育協会事務局長  
日本下水道事業団西日本設計センター長

様

鳥取県県土整備部長  
(公印省略)

鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領の一部改正について(送付)

鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領(平成14年6月25日付管第675号鳥取県県土整備部長通知)の一部を別添のとおり改正し、平成22年4月1日以降起工決裁する工事から適用することとしましたので、参考に送付します。

(担当)  
技術企画課技術調査担当  
梅林  
電話：0857-26-7410  
ファクシミリ：0857-26-8189

鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>3 建設副産物の利用（再資源化）の促進 建設副産物の利用及び再生資材としての利用促進を図ることについては、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 土砂 ア及びイ 略 ウ ア又はイにより利用できない建設発生土については、当該現場から50km以内に財団法人鳥取県建設技術センターの事業所又は受入れ可能な地方公共団体等が運営する残土処分場がある場合は、これらの中で運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる所に搬出する。</p> <p>なお、地方公共団体等が運営する残土処分場とは、地方公共団体又は地方公共団体が委託した土地開発公社が運営する残土処分場をいい、地方公共団体等が運営する残土処分場への処分費については技術企画課と協議の上、決定する。</p> <p><u>エ ウによりがたい場合は、民間残土受入地（民間残土受入地の登録申請及び審査要領（平成17年3月30日第200400026086号県土整備部部長通知）2の規定により登録した民間残土受入地をいう。）の中で運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる所に搬出する。</u></p> <p><u>オ ア、イ、ウ又はエによりがたい場合は、その建設工事の監督業務を所管する各機関（以下「工事監督機関」という。）において、本庁の担当課と協議して、その処分方法を決定する。</u></p> <p><u>カ ア又はイにより利用できない建設発生土について、これを譲り受けたいとの第三者からの申し入れがあったときは、下記により一般競争入札を行い売却する。（別紙フロー参照）</u></p> <p>(ア) 予定価格は、建設発生土の掘削費相当額以上とする。ただし、当該額での売却が困難と予想される場合、工事監督機関は、本庁の担当課と協議して、当該額未満の予定価格を定めることができる。</p> <p>(イ) 建設発生土は、当該工事現場で引き渡す。ただし、当該工事現場での引き渡しに困難と予想される場合、工事監督機関は、本庁の担当課と協議して、引き渡し場所を決めることができる。</p> <p>(ウ) 工事の請負者に対しては、譲渡する建設発生土の運搬及び投棄料に係る経費を減額し、変更契約する。</p> <p>(エ) 国庫補助事業等にあつては、補助対象経費から運搬及び投棄料等に係る経費並びに売却収入を減額し、変更申請する。</p> <p>(3) 及び (4) 略</p> <p>(5) 建設発生木材 ア及びイ 略</p>	<p>3 建設副産物の利用（再資源化）の促進 建設副産物の利用及び再生資材としての利用促進を図ることについては、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 土砂 ア及びイ 略 ウ ア又はイにより利用できない建設発生土については、当該現場から50km以内に財団法人鳥取県建設技術センターの事業所、<u>民間残土受入地（民間残土受入地の登録申請及び審査要領（平成17年3月30日第200400026086号県土整備部部長通知）2の規定により登録した民間残土受入地をいう。）</u>又は受入れ可能な地方公共団体等が運営する残土処分場がある場合は、これらの中で運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる所に搬出する。</p> <p>なお、地方公共団体等が運営する残土処分場とは、地方公共団体又は地方公共団体が委託した土地開発公社が運営する残土処分場をいい、地方公共団体等が運営する残土処分場への処分費については技術企画課と協議の上、決定する。</p> <p><u>エ ア、イ又はウによりがたい場合は、その建設工事の監督業務を所管する各機関（以下「工事監督機関」という。）において、本庁の担当課と協議して、その処分方法を決定する。</u></p> <p><u>オ ア又はイにより利用できない建設発生土について、これを譲り受けたいとの第三者からの申し入れがあったときは、下記により一般競争入札を行い売却する。（別紙フロー参照）</u></p> <p>(ア) 予定価格は、建設発生土の掘削費相当額以上とする。ただし、当該額での売却が困難と予想される場合、工事監督機関は、本庁の担当課と協議して、当該額未満の予定価格を定めることができる。</p> <p>(イ) 建設発生土は、当該工事現場で引き渡す。ただし、当該工事現場での引き渡しに困難と予想される場合、工事監督機関は、本庁の担当課と協議して、引き渡し場所を決めることができる。</p> <p>(ウ) 工事の請負者に対しては、譲渡する建設発生土の運搬及び投棄料に係る経費を減額し、変更契約する。</p> <p>(エ) 国庫補助事業等にあつては、補助対象経費から運搬及び投棄料等に係る経費並びに売却収入を減額し、変更申請する。</p> <p>(3) 及び (4) 略</p> <p>(5) 建設発生木材 ア及びイ 略</p>

<p>ウ 処分を前提として取得した立木を伐採した木材については、ア又はイにより搬出することができる場合であっても、木材市場等 <u>(別紙1)に売却する。この場合においては、原則として2社以上から見積もり等を徴収し運搬費も含めた経費が最も安価となる木材市場等に決定し、設計において売却費（木材市場等の販売手数料及び整理手数料を差し引いた額）をマイナス計上する。</u>                  ただし、運搬費も含めた経費が、再資源化施設へ搬出した方が安価となる場合は、当該再資源化施設へ搬出する。                  なお、木材市場等では取り扱っていない竹、小径木、枝葉、根株等については、ア又はイにより搬出する。</p> <p>エ及びオ 略</p>	<p>ウ 処分を前提として取得した立木を伐採した木材については、ア又はイにより搬出することができる場合であっても、<u>当該工事現場から最も近い木材市場等に販売を委託して売却する。</u>この場合、設計において売却費（木材市場等の販売手数料及び整理手数料を差し引いた額）をマイナス計上する。                  ただし、運搬費も含めた経費が、再資源化施設へ搬出した方が安価となる場合は、当該再資源化施設へ搬出する。                  なお、木材市場等では取り扱っていない竹、小径木、枝葉、根株等については、ア又はイにより搬出する。</p> <p>エ及びオ 略</p>
<p>4 再生資材等の使用の促進                  「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づく再生資源を利用して製造された製品は、その適用範囲により基礎材、路盤材、アスファルト混合物等へ使用すること。  <u>(以下削除)</u></p> <p>(1) 使用再生資材                  ア <u>再生クラッシャーラン (R c)</u>                  ・ <u>R c c (コンクリート塊が全体重量比で50%以上含まれた碎石)</u>                  ・ <u>R c a (アスファルト・コンクリート塊が全体重量比で15%以上含まれた碎石)</u>                  ・ <u>R c x (R c c、R c a以外の再生クラッシャーラン)</u>                  イ <u>再生砂</u>                  ウ <u>再生加熱アスファルト混合物</u>                  エ <u>コンクリート雑割材</u>                  なお、「R c」とは、再生材（コンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻、溶融スラグ等）が全体重量比で15%以上含まれた碎石である。  <u>(以下削除)</u></p> <p>(2) 再生資材の使用の方針                  原則として再生資材を使用するものとしている場合、再生資材の使用について請負者が再資源化施設側と供給状況等について協議することとし、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合又は工事監督機関が品質の確保ができないと判断した場合に限り、新材を使用することとする。                  ア 再生クラッシャーラン                  全ての公共事業において、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。                  ・ <u>構造物の基礎材、裏込材、路盤材等</u></p>	<p>4 再生資材等の使用の促進                  「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づく再生資源を利用して製造された製品は、その適用範囲により基礎材、路盤材、アスファルト混合物等へ<u>優先</u>使用すること。  <u>公共工事におけるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再生資材としての使用については、再資源化を図った量と同程度の量を以下の用途に使用するよう努める。</u></p> <p>(1) 使用再生資材                  ア <u>コンクリート再生材</u>                  ・ <u>再生クラッシャーラン (R c c、R c b c)</u>                  ・ <u>再生コンクリート砂 (R s)</u>                  ・ <u>コンクリート雑割材</u>                  イ <u>アスファルト・コンクリート再生材</u>                  ・ <u>再生加熱アスファルト混合物</u>                  ・ <u>再生クラッシャーラン (R c a)</u>                  ウ <u>コンクリート及びアスファルト・コンクリート再生材</u>                  ・ <u>再生クラッシャーラン (R c a c)</u>                  なお、「R c c」とは、コンクリート塊100%で生産された碎石である。  <u>「R c b c」とは、コンクリート塊と新材で生産された碎石である。</u>  <u>「R c a」とは、アスファルト・コンクリート塊及び新材で生産された碎石であり、アスファルト・コンクリート塊が全体重量比で15%以上含まれた碎石である。</u>  <u>「R c a c」とは、コンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊100%で生産された碎石である。</u></p> <p>(2) 再生資材の使用の方針                  原則として再生資材を使用するものとしている場合、再生資材の使用について請負者が再資源化施設側と供給状況等について協議することとし、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合又は工事監督機関が品質の確保ができないと判断した場合に限り、新材を使用することとする。                  ア 再生クラッシャーラン                  全ての公共事業において、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。                  ・ <u>小構造物の基礎材、裏込材、仮設道路の路盤材 (ただ</u></p>

(7) 必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、新材を使用する。

(イ) 河川護岸の裏込材については、アスファルト塊が混入したものを使用しないものとする。

(以下削除)

イ 再生砂

全ての公共事業において、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。

- ・ 遮断層、埋戻材、置換砂

(7) 必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、新材を使用する。

ウ及びエ 略

(3) 設計図書における指定

建設副産物の利用を促進するため、再生資材の利用、再資源化施設への搬出等については、設計図書に下記項目を明示することとする。

ア 再生資材

- ・ 資材名
- ・ 規格

イ 略

(4) 積算上の扱い

ア 再生資材の単価は土木工事実施設計単価表によるものとし、記載されていない再生資材の単価は「鳥取県県土整備部設計単価決定要領」に基づき決定すること。

イ～エ 略

(5) 略

し、重要構造物を除く。)

(7) Rcc又はRcacを最優先とする。

(イ) Rcc又はRcacが必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、Rcaを使用する。

(ウ) Rcc、Rcac又はRcaが必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、Rcbcを使用する。

(エ) Rcc、Rcac、Rca又はRcbcが必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、新材を使用する。

(オ) 河川護岸の裏込材については、Rcac及びRcaは使用しないものとする。

・ 下層路盤

(7) Rcaを最優先とする。

(イ) Rcaが必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、Rcc又はRcacを使用する。

(ウ) Rca、Rcc又はRcacが必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、Rcbcを使用する。

(エ) Rca、Rcc、Rcac又はRcbcが必要量確保できない場合又は品質が確保できない場合は、新材を使用する。

イ 再生コンクリート砂

単県公共事業において、工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。

- ・ 遮断層、埋戻材、置換砂

ウ及びエ 略

(3) 設計図書における指定

建設副産物の利用を促進するため、再生資材の利用、再資源化施設への搬出等については、設計図書に下記項目を明示することとする。

ア 再生資材 (別記1)

- ・ 資材名
- ・ 規格

・ 使用箇所

イ 略

(4) 積算上の扱い

ア 再生資材の単価は土木工事実施設計単価表によるものとし、記載されていない再生資材の単価は見積りに基づき決定すること。

イ～エ 略

(5) 略

別記1

再生資材の使用に関する特記仕様書

請負者は、再生資材等の使用に際し、鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領(平成14年6月25日管第675号県土整備部長通知)を遵守すること。

鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領 新旧対照表

<p>別記1削除</p>	<p><u>資材名、規格、使用箇所は下記のとおりとすること。なお、使用に際し、監督員及び再資源化施設などと十分協議すること。</u> <u>ただし、工事発注後、再生資材の品質及び供給が得られない等やむを得ない事情により下記の指定により難しい場合は別途協議すること。</u></p>
--------------	--